日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

調剤報酬全点数解説（2020年度改定版）「かかりつけ薬剤師指導料」「かかりつけ薬剤師包括管理料」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定　登録番号第6345号　寺坂裕美
監修：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定　登録番号第4828号　長岡俊広

凡例

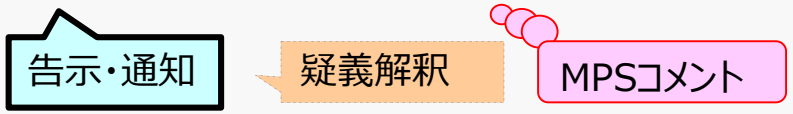

資料No.20201006-1089-1

(10月6日訂正)
・P2_臨時投薬の例として、「医師から緊急訪問の指示が出ていない場合」を追記
・P3_右下枠の表題を「«包括されない点数»」に修正

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

13の2　かかりつけ薬剤師指導料

内容	点数
施設基準に適合しているものとして届け出た保険薬局において、要件を満たした保険薬剤師が患者の同意を得て、必要な指導等を行った場合に、処方箋受付１回につき所定点数を算定する。	76点

2020年度改定で3点アップした

【主な要件】

要届出

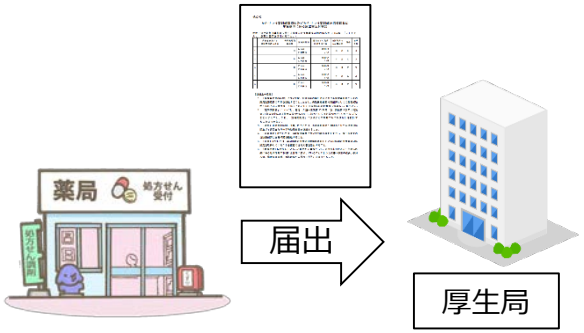

患者の同意を得て、必要な指導を行う

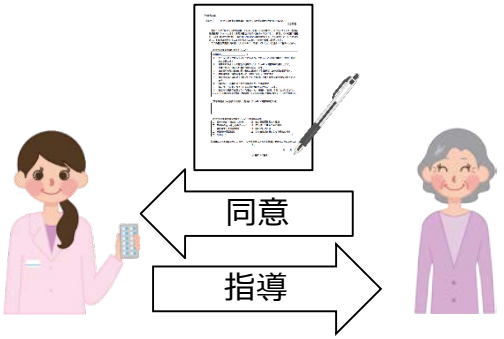

下記加算の算定可

- 麻薬管理指導加算
- 重複投薬・相互作用等防止加算
- 特定薬剤管理指導加算1
- 特定薬剤管理指導加算2
- 乳幼児服薬指導加算

薬剤服用歴管理指導料算定患者には算定しない

【疑義解釈2018/3/31①】
特養入所者には算定できない。（薬剤服用歴管理指導料「3」を算定する。）

在宅患者訪問薬剤管理指導料算定患者には、計画に係る疾病と別の疾病等に対する臨時投薬が行われた場合は算定可

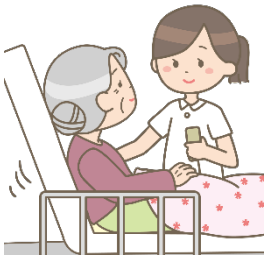

風邪などの急性疾患で医師から緊急訪問の指示が出ていない場合

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

13の3　かかりつけ薬剤師包括管理料

内容	点数
施設基準に適合しているものとして届け出た保険薬局において、要件を満たした保険薬剤師が、規定の医科点数を算定している患者の同意を得て、必要な指導等を行った場合に、処方箋受付１回につき所定点数を算定する。	291点

2020年度改定で10点アップした

【算定要件】

要届出

かかりつけ薬剤師指導料の届出と兼ねている

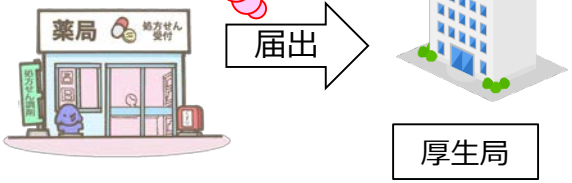

対象患者の同意を得て、服薬状況を一元的・継続的に把握し、必要な指導を行う

«対象患者»
◎地域包括診療料・加算
◎認知症地域包括診療料・加算
算定患者

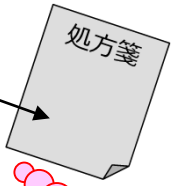

対象患者はその旨が処方箋に記載される

薬剤服用歴管理指導料又はかかりつけ薬剤師指導料算定患者には算定しない

患者の同意のもとでいずれかを算定

服薬状況は随時把握し、処方医にその都度情報提供するとともに、必要に応じて処方提案する。

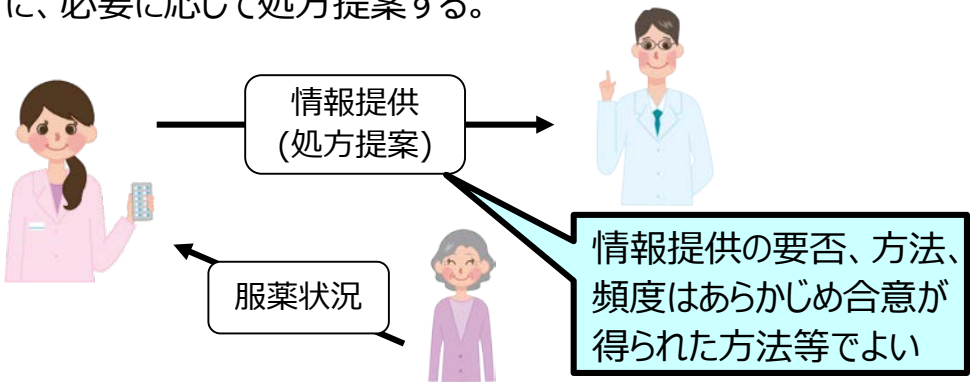

かかりつけ薬剤師指導料の算定要件を準用

«包括されない点数»
- 調剤料の時間外等加算、夜間・休日等加算、在宅患者調剤加算
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料
- 在宅患者緊急時等共同指導料
- 退院時共同指導料
- 薬剤料、特定保険医療材料料

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

施設基準

2020年度改定で追加・変更された内容

(1)薬剤師の勤務経験

過去の疑義解釈で示されていた内容が通知に追記された

- 薬局勤務経験：3年以上(直近の連続した期間として)
  (医療機関の薬剤師としての勤務経験が1年以上ある場合、1年を上限として含めることができる)
- 当該薬局勤務時間：週32時間以上
- 当該薬局在籍期間：**継続して**1年以上

【疑義解釈2016/3/31①】
- 在籍期間中も施設基準と同等(週32時間以上)の勤務時間が必要。
- 育児休暇の場合、当該期間を除いた在籍期間が1年と薬局勤務経験が3年あれば要件を満たす。

(2)薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定の取得

【疑義解釈2016/3/31①】
日本医療薬学会の認定制度も含まれる。

【疑義解釈2017/2/23⑨】
届出時に認定取得が確認できる文書を添付すること。

(3)医療に係る地域活動の取組に参画

【疑義解釈2016/5/19③】
- 地域ケア会議などへの主体的・継続的な参加
- 地域の行政機関や医療・介護関係団体等が主催する住民への研修会等への主体的・継続的な参加
- 行政機関や学校等の依頼に基づく医療に係る地域活動への主体的・継続的な参加
- 行政機関や地域医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもとで実施している休日夜間薬局としての対応、休日診療所への派遣
- 委嘱を受けて行う学校薬剤師の業務　　等が該当する。

(4)患者のプライバシーへの配慮

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

かかりつけ薬剤師指導料算定要件(1)～(3)

包＝かかりつけ薬剤師包括管理料と共通の要件

(1)保険医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で服薬指導等を行う

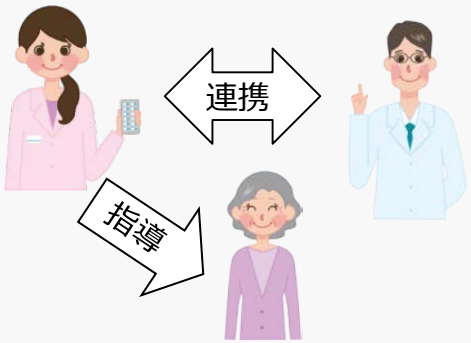

包 (2)●患者に対し説明し、同意書に記載を求め、同意を得る。
●かかりつけ薬剤師に関する情報を文書により提供する。
●同意書は保管し、薬剤服用歴の記録に記載する。

指導料を算定しようとする薬剤師本人が説明

・かかりつけ薬剤師の業務内容
・かかりつけ薬剤師を持つことの意義、役割等
・かかりつけ薬剤師指導料の費用
・患者がかかりつけ薬剤師を必要とすると判断した理由

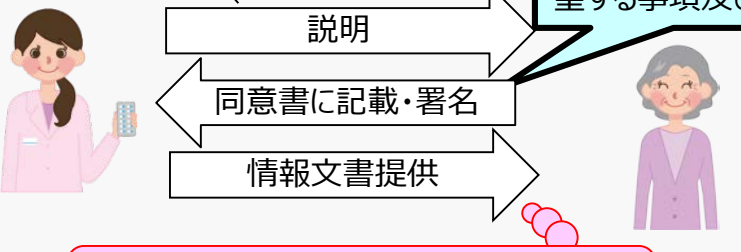

かかりつけ薬剤師に希望する事項及び署名

【疑義解釈2016/4/25②】
かかりつけ薬剤師変更時の対応についても説明すること。

同意書、情報提供文書、説明用資料は厚労省サイトで雛形が公開されている

包 (3)●同意取得は、当該薬局に複数回来局している患者に行う。
●患者の同意を得た後、次回の処方箋受付時以降に算定できる。
●1人の患者に対して、同一月内は同一の保険薬剤師について算定すること。

【疑義解釈2016/3/31①】
●アンケートへの署名では同意を取得したことにならない。
●家族等の同意も可。

次回からかかりつけ薬剤師指導料を算定させていただきます。

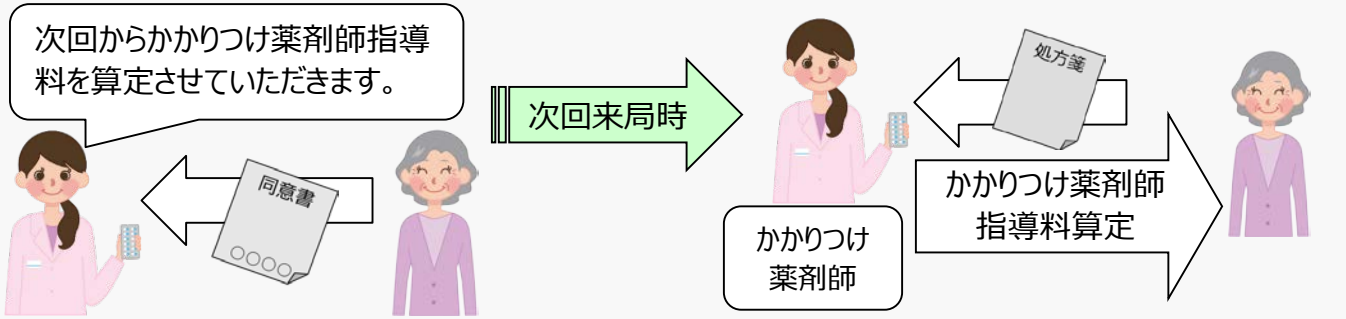

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

かかりつけ薬剤師指導料算定要件(4)、(5)

包 ＝かかりつけ薬剤師包括管理料と共通の要件

包 (4)お薬手帳等にかかりつけ薬剤師の氏名、勤務先の保険薬局の名称及び連絡先を記載する。

・薬剤師の氏名
・勤務先の保険薬局名称、連絡先

かかりつけ薬剤師氏名
□□ ◇◇
保険薬局名
★★薬局
連絡先
XXX-XXXX-XXXX

包 (5)患者に対する服薬指導等の業務はかかりつけ薬剤師が行うことを原則とする。

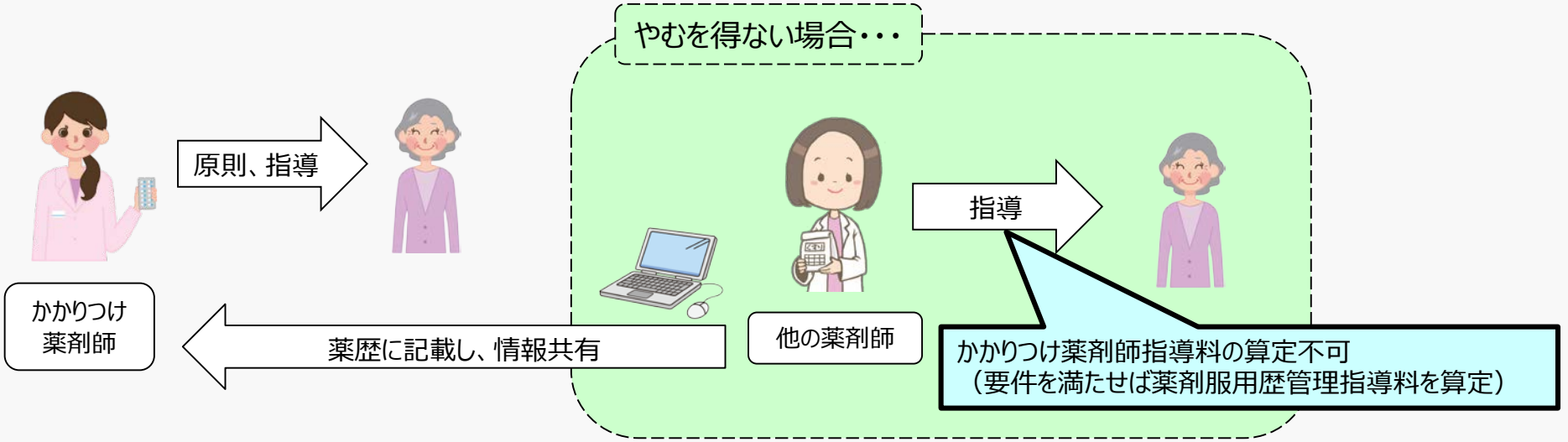

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

かかりつけ薬剤師指導料算定要件(6)

包 ＝かかりつけ薬剤師包括管理料と共通の要件

2020年度改定で追加・変更された内容

包 (6)かかりつけ薬剤師は、担当患者に対して、以下の服薬指導等を行う。

・患者の理解に応じた適切な服薬指導等を行う。

・服薬指導等の内容を手帳等に記載する。

・受診している医療機関、処方薬、要指導医薬品、一般用医薬品、健康食品等について全て把握し、薬剤服用歴に記載する。
・患者が他の薬局や医療機関に受診する際に、かかりつけ薬剤師がいることを伝えるよう説明する。

・患者から24時間相談に応じる体制をとり、開局時間外の連絡先を伝え、勤務表を作成し患者に渡す。
（他の保険薬剤師が相談等に対応する場合があるときは、患者にあらかじめ説明し、当該保険薬剤師の連絡先を患者に伝える。）

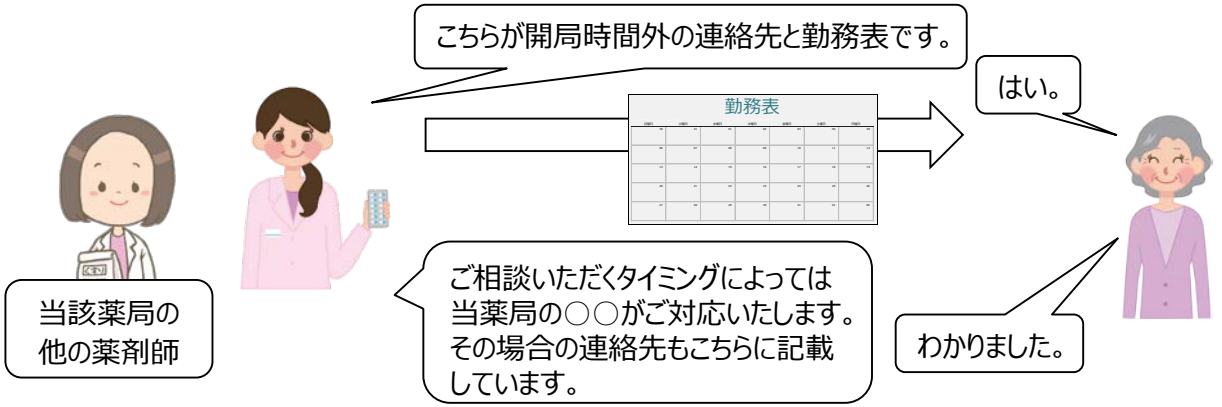

2020年度改定でやむを得ない場合**以外**でも、あらかじめ患者に説明することで他の薬剤師による対応が可能となった

次ページへ続く

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

かかりつけ薬剤師指導料算定要件(6)

包 (6)かかりつけ薬剤師は、担当患者に対して、以下の服薬指導等を行う。

包 ＝かかりつけ薬剤師包括管理料と共通の要件

・患者が他の薬局等で調剤を受けた場合は、その服用薬等の情報を入手し、薬剤服用歴の記録に記載する。

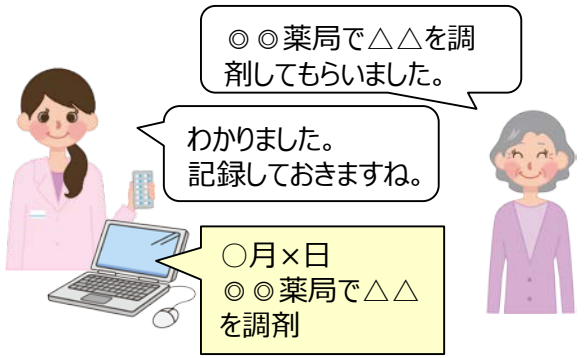

・服薬期間中の患者フォローアップを行い、処方医へ情報提供し、必要に応じて処方提案する。
・服用中の薬剤に係る重要な情報を知った時は、患者に情報提供し、薬剤服用歴に記録する。

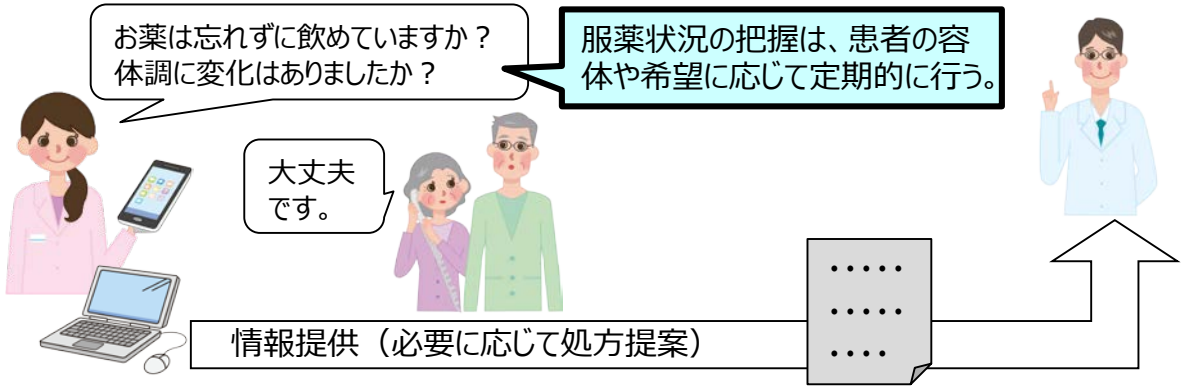

・服用中の薬剤等を入れる袋等を必要に応じて提供し、いわゆるブラウンバッグ運動の意義等を説明する。
・患者が薬剤等を持参した場合は服用薬の整理等の薬学的管理を行う。（必要に応じて患家を訪問する。交通費は、患家の負担。）

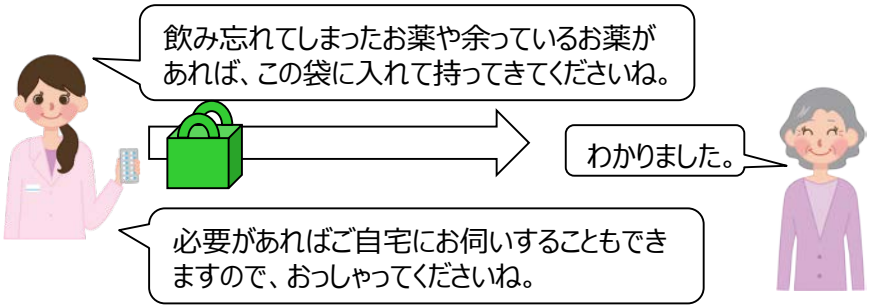

・必要に応じ、患者の同意が得られた場合は、患者が入手している血液・生化学検査結果を参考に、薬学的管理及び指導を行う。

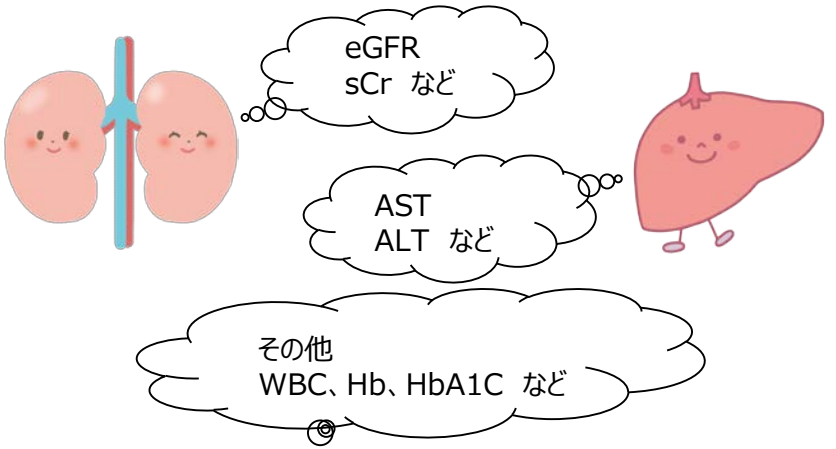

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

かかりつけ薬剤師指導料算定要件(7)、(8)

包 ＝かかりつけ薬剤師包括管理料と共通の要件

包 (7)かかりつけ薬剤師指導料を算定しない患者への服薬指導等や地域住民からの相談に対しても、丁寧に対応し、必要に応じて保険医療機関へ受診勧奨を行うよう努める。

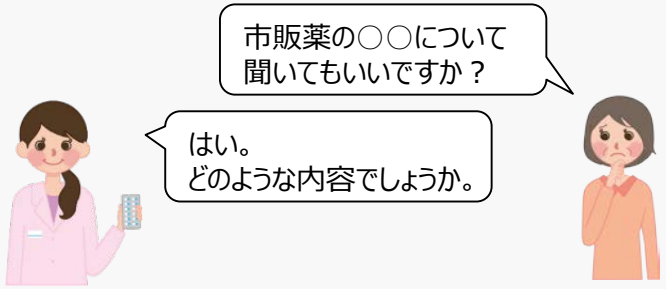

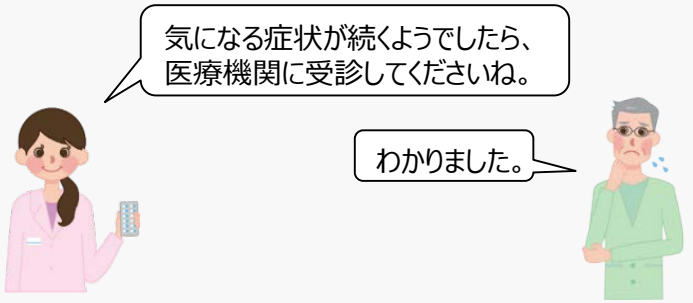

(8)麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、特定薬剤管理指導加算１、２及び乳幼児服薬指導加算については、薬剤服用歴管理指導料の加算の算定要件に準じる。

かかりつけ薬剤師包括管理料算定時は
包括されるため、別途出来高算定はできない

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

かかりつけ薬剤師指導料算定要件(9）～(11)

包 ＝かかりつけ薬剤師包括管理料と共通の要件

包 (9)育児、介護等で勤務時間が週32時間に満たない薬剤師が算定する場合には、以下の説明等の対応を行う。

ア 同意取得に当たり、勤務時間が通常より短いことを説明する。
イ 患者に渡す勤務表には、短時間勤務となっている旨を記載する。
ウ 当該保険薬局に勤務する他の保険薬剤師と当該患者についての情報を共有し、不在時に患者から問い合わせがあった場合等に、円滑に対応できる体制を整えておく。

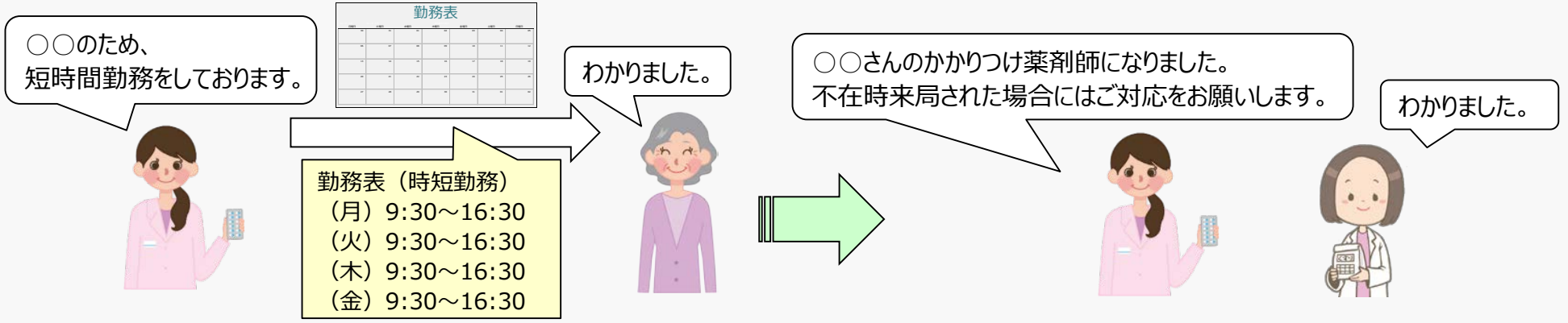

(10)かかりつけ薬剤師指導料は、薬剤服用歴管理指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料と同時に算定することはできない。

【疑義解釈2016/3/31①】
かかりつけ薬剤師包括管理料の対象患者については、同意のもとでいずれかの点数を算定する。

包 (11)平成30年４月１日前に取得した同意は、(２)の規定によらずその効力を有する。ただし、患者が同意の取消しを申し出た場合は、この限りでない。

平成30年度改定で「かかりつけ薬剤師が必要と判断した理由」が追加されたことによる措置

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.